



Vol. 564 令和3年10月

NEWS



NPO 法人 横浜発明振興会

今月の行事

10月「ハマ発明教室」 集合型開催

とき 令和3年10月10日(日)
午後1時30分～4時30分

ところ 横浜市青少年育成センター 第一研修室
横浜市中区住吉町4-42-1 関内ホール B2



第一部：第48回ハマ発明教室発表作品展示コンクール

第二部：発明研究会 講師：副会長 小林芳人氏
「特許講座（進歩性判断における「動機づけ」など）」

(注1) 11ヵ月ぶりに集合型を再開しますが、新型コロナウイルス感染防止にご協力願います。①接触感染防止の為、資料は事前にメール等で送信します。各自印刷の上持参願います。②常時マスク着用、③入室時検温・手指消毒、④1テーブル1名着席、④展示作品に触る際は手袋使用、等を行います。
(注2) 個別事情で会場参加が難しい会員の方にオンライン中継します。

11月のハマ発明教室 予告

とき 令和3年11月14日(日)
午後1時30分～4時30分

ところ セルテ9F 会議室
横浜市中区真砂町3-33(JR 関内駅前)
第一部 作品発表とディスカッション
第二部 発明研究会

特許係争オンライン化

特許庁、口頭審理に適用

遠方の当事者 利便性向上

特許庁の現場にデジタル技術が導入される。特許庁の審判廷で行われる特許係争の案件に関し、10月1日からオンラインでの口頭審理が可能となる。訴える側である請求人と訴えられた側の被請求人に対し、オンラインでの参加を認めるのは特許庁の審判廷と裁判所の法廷を通じて日本では初めての試み。オンラインでの参加を認めることで、遠方にいる特許係争の当事者の利便性を向上させる。

特許法では競合する技術を持つ企業などの利害関係者が権利の無効を申し立てる「無効審判」の制度を設けている。無効審判は当事者による口頭でのやりとりで行い、審判の請求人と特許権利者である被請求人の双方が各自の主張をぶつけ合う。双方が主張を尽くした上で、権利の有効性を3人の審判官が判断する仕組みだ。

この際に請求人と被請求人は審判廷に出頭し対面での口頭審理を受ける必要があった。「審理では双方の意見を出し尽くさせる必要がある。技術の議論をぶつけ合うので書面の審理だけでは難しい」(特許庁担当者)ことが主な理由だ。

だが、新型コロナウイルス感染症で状況は大きく変化した。特許庁では口頭審理を開けないケースもあり、オンラインでの口頭審理を望む声が上がった。さらに当事者の表情や声などが良く分かるほどに通信映像の性能が上がったこともオンラインでの口頭審理の導入を後押しした。世の中のデジタル化の流れで、在宅や地方の当事者が審理に参加しやすくなり、当事者の利便性が向上することが見込まれる。

10月中に特許の無効審判の案件が6件ほどあり、その中でオンラインによる口頭審理が実施されることになりそうだ。

(日刊工業新聞9月24日)

第629回オンライン・ハマ発明教室

(日曜発明教室)報告

ZOOMにより9月12日(日)に開催しました。

出席者 11名

○第一部 作品発表

作品名

発表者

① 倒れ難く切花を
整え易い花器

小林 芳人氏

② 背表紙ポストイット式
ルーズリーフ

加藤 吉郎氏

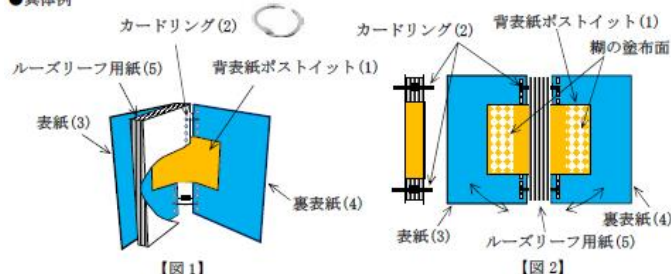
③ ワンプッシュ&ワンプル 桑井 旭 氏
の玄関ドアストッパー

○投票結果、次のように賞が決まりました。

『最優秀賞』 7票

② 背表紙ポストイット式 加藤 吉郎氏
ルーズリーフ

●具体例



●従来のルーズリーフ・バインダー例:

問題点:
穴ピッチや用紙サイズごとに
専用のバインダーを用意する
必要があった。



●目的: 各種ルーズリーフ用紙に対応し、さらにルーズリーフ用紙の入れ替え作業を簡便にできるバインダーを実現することを目的とする。

●構造: 前記の図1、図2において、

・背表紙ポストイット(1)の片面のサイドにかけて糊が塗布され、表紙(3)と裏表紙(4)をかけ渡すように貼り付けた構成とする。

・複数個のカードリング(2)を用いて表紙、ルーズリーフ用紙、裏表紙を綴じる構成とする。

●効果: 本構造を採用することで生じる効果を下記に挙げる。

①簡単にルーズリーフ用紙の入れ替えが可能。

②ルーズリーフ用紙の各種の穴数や異なる穴

ピッチに対応可能。

③表紙や裏表紙を傷めずに何度でも背表紙ポストイットの取り替えが可能で、ルーズリーフの表紙を記載するのに便利である。

④表紙や裏表紙、ルーズリーフ用紙を綴じる際、全体の用紙ズレが生じない。

⑤左右のルーズリーフ用紙を開けて用紙間に手のひらを置いて文字が書ける。

⑥安価なルーズリーフ・バインダーが提供できる。

『奨励賞』

③ ワンプッシュ&ワンプル 桑井 旭 氏
の玄関ドアストッパー



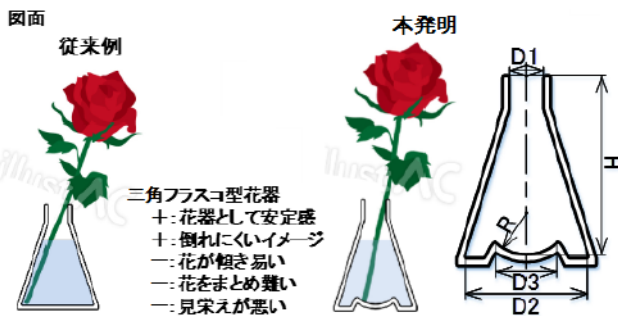
目的: ドアノブだけで、開け閉めがワンプッシュ&ワンプルで出来る玄関ドアストッパーである。

構造: 先端部がR状に湾曲した弾性アルミ平板と、ドア静止部を兼ねた戸当たりボルトを床に捻じ込み、ドアノブの開閉によりドア底部が弾性湾曲部を摩擦で越境する事で、ドア静止部に止める構造である。

効果: 簡易な平板溝ながら、室内からの開閉もワンプルドアストップが可能で、閉めるのもワンプッシュドアストップ、室内からの開閉もワンプッシュ&ワンプルの簡単操作効果がある。

① 倒れ難く切花を整え易い花器

小林 芳人氏



三角フラスコ型花器
 +: 花器として安定感
 +: 倒れにくいイメージ
 -: 花が傾き易い
 -: 花をまとめ難い
 -: 見栄えが悪い

- 課題
- ・切花が傾き易い。
 - ・花がばらばらになってまとめ難い。
 - ・見栄えが悪い。
- 解決手段
- ・底部に凹部を設けて花が傾かないようにした。
 - ・凹部の R や直径を規定した。
 $D1 < D3 < (3 \times D1)$
 $(2 \times D3) < R < (0.5 \times H)$
- 効果
- ・花器のデザインを工夫するだけで、切花を整え易く、見栄えする花の飾り付けがし易くなった。

○第二部 発明研究会

(1) 「インターネット出願講座 第2回」

小林芳人氏、大庭 實氏

先月のインターネット出願講座では、初めて電子出願される会員を想定して、事前準備(マイナンバーカード)



取得、ICリーダ設定、識別番号の取得、電子出願ソフトのセットアップなど)について説明していただいた。今回その続編として、①出願書類作成、②出願書類の特許庁への送信などについて、小林氏と大庭氏の両講師から2段階で説明をしていただいた。

①出願書類作成手順 (講師：小林氏)

特許庁 HP 下部から、「目的を探す」→「出願したい」→「各種申請書類一覧」を順番にクリックし、「1. 願書等様式 (通常出願) : 特許: Word: 33KB)」を選択、→「01_tokkyo_20090101-1.doc」をダブルクリックする。次に以下②の特許書類ひな形の書類作成時の留意点に従って作業する。

②ひな形の特許書類作成の留意点 (講師：小林氏)

- ・Word で作成する書類は、もともと紙で書面出願する書式になっているため、上部の特許印紙と (14000 円) の部分を削除し電子出願用の書式に作り替える必要がある。
 - ・【 】 の内容表示と順番をいじってはいけない。カッコの右側などで必要事項を記載する。具体的な書き方は正式な特許書類などを参考にするとよい。
 - ・(【 】) の () 付の項目は、不明な場合や不要ならば削除できる。ただし、安易に記載すべき内容を省いた場合は、特許審査官に特許内容を十分理解してもらえずに拒絶されることがあり、注意が必要である。
 - ・ひな形の特許書類を作成した後、インターネット出願ソフトを起動させて下記の画面が出てくれば正常である。次に該当する項目を入れ込む作業を行う。
- 以下、実際の書類の作り方と書類のエラーの対処のしかたについては、大庭氏から説明をいただいた。



図1. インターネット出願

③実際の書類作成とエラーの対処 (講師：大庭氏)

- ・Word を立ち上げて、【書類名】毎にページを分けて書類を作成する。すなわち、Word を立ち上げて白紙の状態から、「特許願、特許請求項の範囲、明細書、図面、要約書など」をそれぞれ1ページ毎の書類で新しく作るやり方である。したがって、前記の「ひな形の特許書類」を利用して一枚の書類に通して記載するやり方とは異なる。
- ・Word 書類の記載が終了したら WEB に載せるため電子ファイル専用の html ファイルに名前を変換して保存する。以上で特許文書は完成となる。
- ・特許願の手数料支払いは、図2を表示させて手続きをする。納付番号請求(図3)を実行し、特許願の16桁番号が出力されるので特許願の欄に16桁番号を書き込む。
- ・出願時、デスクトップに作成しておいた書類を文書入力または合成入力でファイル名を選択し文書の指定を行う(図4)。
- ・書式チェック(図5)を行い、正常とエラーの結果(図6、7)が出力されるので書式チェックエラー情報(図8)を見て、対処のしかたを

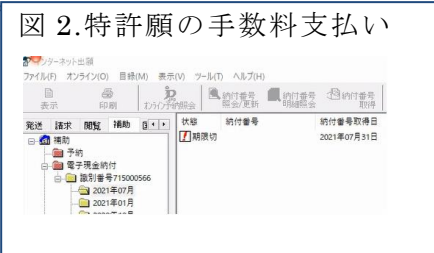


図2.特許願の手数料支払い

よく考えて訂正する。
元の Word 書類で訂正
を行い、html ファイル
に変換して特許庁に
送付する。

・もしも書き方がわ
からない場合は、
特許庁 HP の「申請
書類の書き方ガイド」
の詳しい説明を見な
がら書類作成すると
よい。

以上は文書編について
の説明でしたが、図面
のエラー修正の方法に
ついては時間の都合に
より割愛されました。
大庭氏の経験によると、
図面のエラー修正は文
書のエラー修正よりや
っかいで大変であるとの
ことでした。

そこで、図面のエラー
修正のやり方について
の説明を今後していた
だけのことです。

以上

図 3 納付番号請求

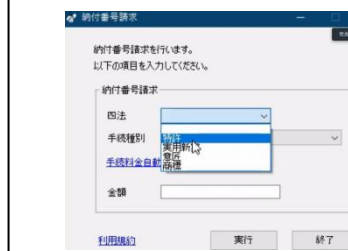


図 4 入力文書の指定

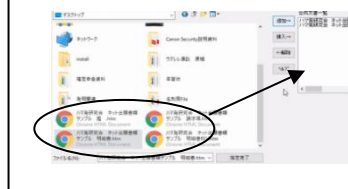


図 5 書式チェック

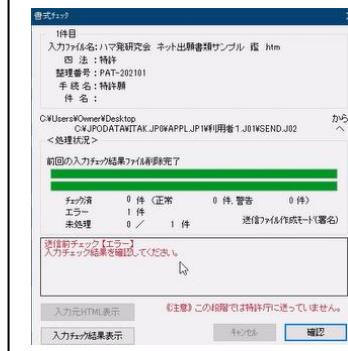


図 6 入力チェック結果

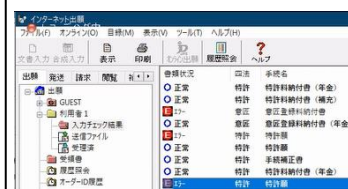
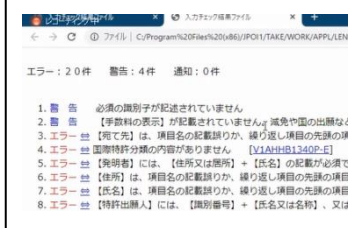


図 7 入力チェック結果



「IPランドスケープ」普及

特許庁 解説動画 きょう公開

特許庁は 27 日、特許などの知的財産を企業の
経営戦略に役立てる手法「IPランドスケープ
(IPL)」の基礎を理解するための解説動画を
公開する。国内企業にIPLが浸透していない現
状を踏まえ、IPLの“教科書”として、専門
家によるセミナー形式の動画を作成。工業所有
権情報・研修館のホームページで動画を閲覧で
きる。新規事業などの企業戦略に知財を生かす
取り組みを後押しする。

特許庁はシクロ・ハイジア（東京都港区）の
小林誠最高経営責任者（CEO）に依頼し、セ
ミナー形式によるIPLの解説動画を作成し、
27日に公開する。さらにIPLに関するセミナー
をオンライン形式で10月下旬に配信する予定だ。

IPLとは企業が目指す目標や事業に対し、
市場やビジネスの公開情報や社内情報から仮
説を立て、知財情報の分析から現状を俯瞰し将
来予測を“見える化”し、経営者の意思決定な
どに生かす試みを指す。例えば「コロナ禍で企
業の今後の経営をどうするか」という経営上の
課題に対し、実現したい目標から現在のやるべ
きことを逆算する「バックキャスト」思考で、
自社の特許の活用だけでなく他社が持つ特許
の買い取りなどを含めた経営戦略に生かす。

こうした取り組みは海外では実施されてい
るが、国内企業での浸透度は低い。3月に特許
庁がまとめた知財担当者向けアンケートでは
回答した1500者のうち8割がIPLの「言葉
を知っている」と答えたものの、「理解してい
る」「必要」との回答が3割。さらに「十分に実
施している」と回答したのは全体のわずか1割
だった。民間からは「IPLの言葉は知っている
が、何をやっていいかわからない」と企業の
知財担当者からの声が挙がっていた。

（日刊工業新聞 9月27日）

事務局だより

今月の発明教室は、昨年11月以来の集合型での開催です。そして、第一部は延び延びになっていま
した年間表彰「第48回ハマ発明教室発表作品展示コンクール」を行います。

久しぶりに会員の皆様とお会いできるのが楽しみです。多数のご参加をお願いします。



NPO 法人 横浜発明振興会

〒231-0016 横浜市中区真砂町3-33 セルテ11階
よこはま市民共同オフィス内
TEL/FAX 045-664-9070